平成２５年（フ）第４９２０号
大阪市住之江区新北島４丁目２番４―217号
債務者　田中　千鶴（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９２１号
大阪市生野区桃谷２丁目25番20号　朝日プラザ桃谷パサージュ603
債務者　東村　尚美
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９３４号
大阪市北区天神橋４丁目６番33号　天神橋ヒノキハイツ303号室
債務者　乾　仙一郎
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９８２号
大阪市淀川区宮原２－２－５　ＫＡＳＥＹＡ新大阪201号、住民票上の住所大阪市北区万歳町５番12―506号
債務者　清水真吾こと　清水　克眞
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１７４号
大阪府枚方市長尾谷町１丁目107番地の10
債務者　轟　　京子
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１９７号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目４番19号
債務者　吉川　重則
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２０６号
大阪市住吉区苅田７丁目５番９号　町田マンション301号
債務者　中尾　　武
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２４６号
大阪府寝屋川市萱島東３丁目７番16号
債務者　篠原　　薫
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２６４号
大阪市港区磯路３丁目10番17号　エクセル磯路303号、前住所大阪市港区三先２丁目17番10―301号
債務者　山本　和秀
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２７９号
大阪府箕面市西宿３丁目９番13号
債務者　中村真由美（旧姓芹川）
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２９１号
大阪市平野区加美南５丁目６番11号
債務者　滝谷　時子（旧姓長尾）
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２９２号
大阪市平野区長吉長原東１丁目７番９号　レジデンスハイツ長原202
債務者　長尾ナナエ
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３０８号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号、前住所大阪市西成区萩之茶屋１丁目７番３号
債務者　渡邉　人史
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３４４号
大阪市大正区平尾５丁目４番６号
債務者　荒木　亮次
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３７４号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　宮田　泰裕
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３９９号
大阪市生野区中川３丁目３番11―1402号
債務者　澤野　洋子
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４２１号
大阪府守口市藤田町６丁目４番５号
債務者　木村　孝弘
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部